

令和3年4月27日

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室長 殿

要望書

平素は、当協会の活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

まずは、一年以上に及ぶこのコロナ禍においてのご尽力に深く感謝申し上げます。

さて、この度3度目の緊急事態宣言が発出されるに至りました。

我々酒類を中心とした商品を提供している飲食店舗は、休業を余儀なくされることになる訳ですが、これまで厚生労働省のご指導の下「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を一般財団法人 カクテル文化振興会にて作成し、それに沿ったチェックシートの作成、ガイドラインに伴う内閣官房コロナ対策室からの告知をホームページにて周知してまいりました。

厳しい営業環境の中、それぞれの団体の会員は、ガイドラインに沿った感染防止対策を行い、行政からの時短要請も応じて営業を行って参りました。

一例として、一社)日本バーテンダー協会では、全会員にアクリル板を無料配布するなどの感染拡大防止活動も行いました。

そもそもオーセンティックバーにおいては、コロナ以前から人数制限を行う店舗も多く、BGM音量も控えめで、大きい声を出す顧客には注意を促すといったようなことは日常的に行われてきていたことありますし、職業上、手洗いの奨励、食中毒注意喚起等を常日頃行ってきましたので、むしろ当たり前のように毎日行っております。

それに加えて、昨年来、マスク、アルコール消毒液、体温計を常備するなど、利益の少ない中、ガイドラインを遵守した営業も行ってきましたが、今回酒類提供店舗が一律で休業を要請されたことに関しては、これまで感染拡大防止に努めてきた労力は何だったのかと疑問と落胆の声が上がっておりまます。

各自治体において独自に行われてきた対策においても、このような一律休業要請では対策してきたところと、してきていないところの差別化ができません。

例えば東京都では、虹色ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの設定、立ち入り検査受け入れ等を行ってきた労力はどのように報われるのでしょうか。

実際、会員店舗をはじめとしたオーセンティックバーでのクラスターの報告は皆無で、時短営業で通常営業のほとんどの時間営業できない中、静かにお酒を嗜む場であり、国民の癒しの空間として機能してきました。

昨年来、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に「厚生労働省 職業分類表 大分類E 中分類39－飲食物調理の職業 小分類392バーテンダー 細分類392-1バーテンダー」と明記され、バーテンダーが飲食物調理人であるゆえ、「総務省統計局 日本標準産業分類大分類M 中分類76－飲食店 小分類766 細分類7661に「バー、キャバレー、ナイトクラブ」から、オーセンティックバーを「同大分類・中分類・小分類の細分類7651の「酒場、ビヤホール」に移行を要望してきましたが、平成25年10月以降改訂されておらず、要望は未だ実現しておりません。

また、内閣官房 業種別ガイドラインには、当初遊興施設に分類されていたものを、当方から業態の説明と要望を申し上げ、ご理解いただいたことで、「11. 食堂、レストラン、喫茶店等」に我々のガイドラインが掲載していただきましたが、緊急事態宣言においては東京都には「飲食店免許を取得した遊興施設等」として区分けされております。

まずは省庁間でのオーセンティックバーが遊興施設ではなく飲食店である認識を共有していました
だき、自治体に対して周知徹底をしていただきたく存じます。

確かに人は食べなければ生きられず、酒を飲まずとも死ぬことはありません。

しかしながら、ただ死なないために食べればいいだけであれば多種多様な飲食店は必要ない
ということになりますし、人として生きる上での豊かさや彩を与えてくれるものとして不可欠
な存在であるゆえ、外食産業に対して休業を求めるものではありません。

酒を嗜むという行為もそれと同じであると考えます。

この混沌とした時代であるがゆえに、人は生活の中にストレスや不安の排除、豊かさや彩を
求めているのではないでしょうか。

オーセンティックバーは、酒を飲んで大声出して酔っ払うのが目的の空間ではありません。

むしろ、飲みすぎないようにその場を仕切るのがバーテンダーの責務と考えており、もう一
杯提供しない勇気を持って、場を制御できてはじめて仕事だという精神で日常の仕事に臨んで
いる職業です。

アルコール飲料が悪者ではなく、それを飲む側と提供する側の人的要素が新型コロナウイル
ス感染拡大に起因していることは間違ひありません。

初期から飲食店に組み込まれた、同じ酒類を提供する居酒屋やカジュアルダイニングより、
オーセンティックバーは声量も低く、その場をしっかりと仕切るといった意味でも、上記業態
よりずっと安全安心です。

それが実体であり、是非そのことをご認識いただけますよう切に願います。

今回の緊急事態宣言においてオーセンティックバーを休業要請から外していただきたいとい
う要望ではあります。

我々が以前よりお願いしていた要望の実現を改めて陳情いたしますのと同時に、今後「緊急
事態宣言やまん延防止等重点措置」発出時におきましては、以下を考慮していただき強く
要望いたします。

記

1. オーセンティックバーを「総務省統計局 日本標準産業分類 大分類M 中分類76-飲食店 小分類766 細分類7661に「バー、キャバレー、ナイトクラブ」から、「同大分類・中分類・小分類の細分類7651の「酒場、ビヤホール」に移行させること
2. オーセンティックバーが、遊興施設ではなく飲食店である認識を共有し、自治体に対して周知徹底を行うこと
3. 酒類を主に提供する飲食店の一時休業要請はせず、行政から指導のあった通りの対策を講じている店舗には時短などの特例を認めるか、休業補償を充実させること
4. 時短休業要請に伴い、コンビニエンスストア等で酒類を購入し、店舗前や公園等の公共施設で飲酒が多発、飛沫による感染拡大、近隣への騒音、ごみ問題を引き起こしている状況を鑑み、該当店舗においても19時以降のアルコール販売の禁止自粛を要請すること
5. 欧米先進国並みに、路上や公共施設内の飲酒を違法とすること

以上

一般財団法人 カクテル文化振興会
理事長 岸 久

一般社団法人 日本バーテンダー協会
会長 早川 恵一

一般社団法人 日本ホテルバーメンズ協会
会長 小森谷 弘